

薬生食輸発0329第2号
令和4年3月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オランダ産セルリアックのクロルプロファム、中国産花椒のアフラトキシン、ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール及び米国産セロリのアセフェート)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年3月24日付け薬生食輸発0324第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、オランダ産セルリアックのクロルプロファム、中国産花椒のアフラトキシン及びベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾールについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、米国産セロリのアセフェート(製造者、製造所、輸出者及び包装者がHART TRADINGのものに限る。)についてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年 3月29日	オランダ	セルリアック及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロルプロファム	
	中国	花椒(学名: Zanthoxylum bungeanum)及びその加工品(花椒を30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
	ベトナム	きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	トリシクラゾール	